

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、富士急グループ「経営理念」「経営ビジョン」に基づき、株主をはじめ、お客様、地域の皆様などの様々なステークホルダーから信頼される経営を行い、グループ価値の向上を図っていくことを基本方針とし、透明性と健全性を確保し、的確でスピーディーな意思決定ができる経営体制の確立と業務執行に対する監督機能の強化を図ることが重要な経営課題のひとつであると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

- ・取引先の開拓や継続して取引関係の維持・強化を図るなどの観点から、当社及び当社グループの中長期的な成長・企業価値の向上に資すると判断する場合には、当該取引先の株式を取得・保有することがあります。
- ・取締役会でリスク、投資効果、取引状況等を個別銘柄ごとに検証し、保有する意義が認められない場合は売却を進めます。なお、2020年度におきましては、当社及び当社グループの保有する政策保有株式のうち、1銘柄の全数売却を実施いたしました。
- ・政策保有株式に係る議決権行使については、中長期的な企業価値向上や株主還元姿勢、コーポレートガバナンス、CSRへの取組みなどを総合的に勘案し、議案毎に検討し議決権を行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

- ・会社と取締役との取引に加え、関連当事者との重要な取引についても取締役会の承認を得ることとしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

- ・当社は、確定拠出年金制度を導入しており、従業員は用意された運用商品の中から自由に組み合わせて運用を行うことから、加入時等に従業員に対して資産運用に関する教育を実施しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ、経営戦略、経営計画

「経営理念」「経営ビジョン」「企業行動規範」を定めるとともに、富士急グループの中期経営計画を策定し、中長期的な会社の経営戦略を定めており、その内容を当社のホームページに掲載しております。

- ・「経営理念」「経営ビジョン」 URL: <https://www.fujiky.co.jp/corporate/index.html>
- ・「企業行動規範」 URL: <https://www.fujiky.co.jp/code/index.html>
- ・「経営戦略」 URL: <http://www.fujiky.co.jp/soumu/investors/pdf/keieikeikaku.pdf>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項 【取締役報酬関係】 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

・方針について

当社グループは、「富士を世界に拓く」の創業精神のもと、運輸、不動産、レジャー・サービスなどに関係する事業を行っており、各分野で相互に協力しあいながらそれぞれの分野で企業活動を展開しており、各事業分野についての専門能力、知見、経歴、実績等を勘案し、経営陣幹部の選任、業務執行取締役候補を指名しております。また、企業経営の豊富な経験を有し、専門的な経営経験、知識により当社の業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、経営全般に対する的確な助言、指導をいただける人材を社外取締役、社外監査役候補として指名することを基本方針としております。

また、経営陣幹部の解任にあたっては、重大なコンプライアンス違反や著しく企業価値を毀損させた場合、長期間にわたり著しく業績不振が続いた場合には、次の手続により解任いたします。

・手続について

経営陣幹部の選解任及び取締役候補の指名にあたっては、上記基本方針のもとガバナンス委員会の審議を踏まえ、取締役会で決定しております。また監査役候補の指名にあたっては、ガバナンス委員会の審議を踏まえ、監査役会にその内容を説明した上で、監査役会の同意を得ることとしております。

(5) 取締役、監査役の選解任については、株主総会招集ご通知参考書類において、その理由を記載しています。

(URL: <https://www.fujiky.co.jp/soumu/investors/meeting.html>)

[補充原則4-1-1 取締役会から経営陣に対する委任の範囲の概要]

法令又は定款に定めるもののほか、重要性に応じて取締役会において決議、報告する事項を「取締役会付議基準」で定めております。それ以外の業務執行の決定については、「常勤役員会付議基準」「業務分掌規程」「専決権限規程」で定めております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

社外取締役の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、企業経営の豊富な経験や、専門的な知識・経験により当社の経営全般に対しの確かな助言をいただくことで、経営体制がさらに強化できることを期待することができるか否かといった観点から、その独立性を判断しております。

また、例えば当社との間で以下のような関係にある者については、当該関係があることによりその独立性を阻害するおそれがないかにつき、特に慎重に検討することとしております。

1. 過去に当社又はその子会社の業務執行者であった者
2. 過去に当社を主要な取引先（取引先グループの連結売上高の2%を超える者）とする者の業務執行者であった者
3. 過去に当社の主要な取引先（当社連結売上高の2%を超える者）の業務執行者であった者
4. 当社から役員報酬以外に多額（1事業年度において100万円以上）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（法人、組合等の団体である者に限る）に過去に所属していた者
5. 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者又は過去に業務執行者であった者）
6. 上記1～5の近親者
7. 当社と社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
8. 当社が寄付（1事業年度において100万円以上）を行っている先又はその出身者

[補充原則4-11-1 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方]

取締役会の定数を20名以内とし、社外取締役6名を含む13名で構成しております。社外取締役6名はそれぞれ企業経営の豊富な経験、専門的な知識を有した方々であり、当社の経営全般に対し助言をいただいております。

[補充原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社の役員との兼任状況]

当社ホームページ（URL：<https://www.fujikyu.co.jp/soumu/investors/meeting.html>）において公表しております「第120回定時株主総会招集ご通知40ページ」に記載しております。

[補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価]

顧問弁護士にオブザーバーとして取締役会を傍聴いただき、取締役会の規模・構成・運営方法・審議事項・支援体制その他の取締役会がその役割・責務を実効的に果たす上で重要と考えられる事項について、取締役会全体の分析・評価を実施いたしました。

・取締役会の規模・構成は適切であり、今後も引き続き維持・継続していく。

・取締役会は年間の審議テーマが共有され、運営方法・審議状況は適切であるが、実効性をより高めるため、開催数を2017年4月より年8回から年9回に変更した。

[補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング]

定期的にコンプライアンス等に係る研修を実施するとともに、個々の取締役、監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋を行い、その必要費用について広く支援を行っております。また、社外取締役・監査役に対しては、就任時に当社の事業・財務・組織等をご理解いただくための資料を配布するなどし、その役割・責務を実効的に果たしうる環境の整備に努めております。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

株主・投資家の皆様との双方向の建設的な対話を促進し、これによる持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、株主価値の向上に努めております。

(1) 株主との対話に関する責任者の指定

社長室内にIR担当部長を定めております。

(2) 社内部署の有機的な連携のための方策

当社の株主・投資家の皆様との対話の促進に向け、IR担当部長は毎月の決算報告会やグループ会社との経営会議等に出席し、経営情報の収集や関連部署との連携を図っております。

(3) 個別面談以外の対話の手段の充実に係る取組

株主総会を株主の皆様との重要な対話の場と位置付け、株主総会において、当社事業に関する十分な情報開示の確保をはじめ、株主の皆様からの信頼を得られるような運営に努めております。

また、年2回の機関投資家向け説明会、施設見学会、株主内覧会等を実施し、株主・投資家の皆様とのより緊密なコミュニケーションの実現に努めております。

(4) 株主の意見・懸念のフィードバックのための方策

株主・投資家の皆様との対話において把握されたご意見等を担当部署でとりまとめ、経営陣幹部や関連部署と共有し、その活用・改善に努めております。

(5) インサイダー情報の管理に関する方策

株主・投資家の皆様の実質的な平等性を確保すべく、公平な情報開示に努めることを基本方針としております。インサイダー情報の管理については、「内部情報管理規程」により、役職員等がその職務に関して取得した内部情報の管理及び服務に際し遵守すべき基本的事項を定めております。また、定期的にインサイダー取引防止研修を実施し周知徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
公益財団法人堀内浩庵会	6,456,246	12.09
株式会社エフ・ジェイ	6,354,148	11.90
日本生命保険相互会社	5,316,598	9.96
富国生命保険相互会社	4,862,000	9.11
朝日生命保険相互会社	3,060,000	5.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,748,000	3.27
株式会社東京ドーム	1,526,070	2.86
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 スルガ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,277,500	2.39
日野自動車株式会社	1,253,048	2.35
株式会社山梨中央銀行	1,236,834	2.32

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- ・上記のほか当社保有の自己株式1,500,398株があります。
- ・割合は、自己株式を控除して算出しております。
- ・富国生命保険相互会社は、上記以外に当社の株式450千株を退職給付信託として信託設定しており、その議決権行使の指図権は富国生命保険相互会社が留保しております。なお、株主名簿上の名義は「株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・富国生命保険相互会社退職給付信託口)」であります。
- ・みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 スルガ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行の持株数1,277千株は、スルガ銀行株式会社が、みずほ信託銀行株式会社に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権はスルガ銀行株式会社が留保しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
秋山 智史	他の会社の出身者								△			
尾崎 護	他の会社の出身者											
佐藤 美樹	他の会社の出身者								△			
長岡 勤	他の会社の出身者											
大原 慶子	弁護士											
清水 博	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

秋山 智史	○	富国生命保険相互会社相談役 当社は同社との間で資金借入等の取引を行っておりますが、借入金利率については市場金利に基づいて合理的に決定しております。	同氏は、富国生命保険相互会社において相談役を現任されており、企業経営の豊富な経験を有しておられることから、同氏が培ってきた専門的な経営経験を活かし、当社の業務執行を行う経営陣とは異なる独立した客観的視点に立って、経営全般に対しの確かな助言をいただくことにより、経営体制がさらに強化できるものと判断し、社外取締役として選任しております。同氏と当社経営陣との間には、著しい影響を及ぼし得るような関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
尾崎 護	○	――	同氏は、大蔵事務次官等を歴任されており、退官後も企業経営に携わるなど豊富な経験を有しておられることから、同氏のさまざまな分野における業務経験を活かし、当社の業務執行を行う経営陣とは異なる独立した客観的視点に立って、経営全般に対しの確かな助言をいただくことにより、経営体制がさらに強化できるものと判断し、社外取締役として選任しております。同氏は2003年2月から2018年2月まで矢崎総業株式会社の顧問を務めておりましたが、現在、当社と同社との間において取引関係はなく、独立役員に指定しております。
佐藤 美樹	○	朝日生命保険相互会社特別顧問 当社は同社との間で資金借入等の取引を行っておりますが、借入金利率については市場金利に基づいて合理的に決定しております。	同氏は、朝日生命保険相互会社において特別顧問を現任されており、企業経営の豊富な経験を有しておられることから、同氏が培ってきた専門的な経営経験を活かし、当社の業務執行を行う経営陣とは異なる独立した客観的視点に立って、経営全般に対しの確かな助言をいただくことにより、経営体制がさらに強化できるものと判断し、社外取締役として選任しております。同氏と当社経営陣との間には、著しい影響を及ぼし得るような関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
長岡 勤	○	株式会社東京ドーム代表取締役社長執行役員	同氏は、株式会社東京ドームにおいて代表取締役社長執行役員を現任されており、企業経営の豊富な経験を有しておられることから、同氏が培ってきた専門的な経営経験を活かし、当社の業務執行を行う経営陣とは異なる独立した客観的視点に立って、経営全般に対しの確かな助言をいただくことにより、経営体制がさらに強化できるものと判断し、社外取締役として選任しております。同氏と当社経営陣との間には、著しい影響を及ぼし得るような関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
大原 慶子	○	――	同氏は、弁護士としての専門的かつ高度な知識や豊富な国際経験を有しておられることから、同氏が培ってきた知識や経験を活かし、当社の業務執行を行う経営陣とは異なる独立した客観的視点に立って、経営全般に対しの確かな助言をいただくことにより、経営体制がさらに強化できるものと判断し、社外取締役として選任しております。同氏と当社経営陣との間には、著しい影響を及ぼし得るような関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
清水 博	○	日本生命保険相互会社代表取締役社長 当社は同社との間で資金借入等の取引を行っておりますが、借入金利率については市場金利に基づいて合理的に決定しております。	同氏は、日本生命保険相互会社において代表取締役社長を現任されており、企業経営の豊富な経験を有しておられることから、同氏が培ってきた専門的な経営経験を活かし、当社の業務執行を行う経営陣とは異なる独立した客観的視点に立って、経営全般に対しの確かな助言をいただくことにより、経営体制がさらに強化できるものと判断し、社外取締役として選任しております。同氏と当社経営陣との間には、著しい影響を及ぼし得るような関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員 （名）	社内取締役 （名）	社外取締役 （名）	社外有識者 （名）	その他（名）	委員長（議 長）
指名委員会に相当 する任意の委員会	ガバナンス委員会	3	0	1	1	1	0	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	ガバナンス委員会	3	0	1	1	1	0	社内取 締役

補足説明

2015年4月より、取締役会の諮問機関として取締役社長、社外取締役及び弁護士などの第三者を委員とするガバナンス委員会を設置し、取締役、執行役員の指名及び報酬、ガバナンスに関する事項について審議することにより、統治機能の強化と充実を図るとともに意思決定プロセスの透明性、客観性を高めております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役の人数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査法人と監査計画策定時及び監査報告実施時に意見交換をするなどの連携を行っております。また、「財務報告に関する内部統制」に伴う監査方針について随時、協議を行っております。
また、当社は取締役社長の直下組織で内部監査部門である監査室に総員5名を配置し、内部監査規程に基づく適正な業務監査を定例的に行っており、監査役は監査室と緊密な連携を保ちながら、当社及び子会社等の実地調査・書類監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
芦澤 敏久	他の会社の出身者										△	△		
数原 英一郎	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

- j 上場会社の取引先 (f, g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
芦澤 敏久	○	株式会社山梨中央銀行相談役 当社は同行との間で資金借入等の取引を行っておりますが、借入金利率については市場金利に基づいて合理的に決定しております。なお、当社の代表取締役社長が同行の社外監査役に就任しております。	同氏は、株式会社山梨中央銀行において相談役を現任されており、専門的な知識と豊富な経営経験を有し、かつ客観的・中立的な立場での指導・監査を期待できると判断し、社外監査役として選任しております。 同氏と当社経営陣との間には、著しい影響を及ぼし得るような関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
数原 英一郎	○	三菱鉛筆株式会社代表取締役会長	同氏は、三菱鉛筆株式会社において代表取締役会長を現任されており、企業経営の豊富な経験を有しておられることから、同氏が培ってきた専門的な経営経験を活かし、かつ客観的・中立的な立場での指導・監査を期待できるものと判断し、社外監査役として選任しております。 同氏と当社経営陣との間には、著しい影響を及ぼし得るような関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の数	更新	8 名
--------	----	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

取締役（社外取締役を除く。）に対して、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、株式報酬制度を導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当額の金銭が本信託を通じて給付されます。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役退任時となります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

2020年度における当社の取締役15名（任期満了により退任した取締役2名を含む）に対する報酬は、100,053千円であり、うち6名の社外取締役に対する報酬は、42,600千円であります。

また、当社の監査役5名（任期満了により退任した監査役1名を含む）に対する報酬は、35,800千円であり、うち4名の社外監査役（任期満了により退任した1名の社外監査役を含む）に対する報酬は、21,300千円であります。

当社は、2006年6月27日開催の第105回定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額270百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は16名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月22日開催の第117回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対する「株式給付信託（BBT）」の報酬限度額は、2019年3月末日で終了する事業年度から2023年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度及びその後を開始する5事業年度ごとに、60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は7名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2019年6月20日開催の第118回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議しております。

当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬額は、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、役位、経歴、実績等を総合的に勘案し、取締役会の諮問機関として、取締役社長、社外取締役及び弁護士などの第三者を委員とするガバナンス委員会への諮問・答申を経て、その審議結果に基づき取締役会で決定します。また、各監査役の報酬額は、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定されます。なお、取締役の報酬は、取締役の職務遂行の対価として毎月支給する金銭報酬である「基本報酬」と、短期インセンティブとして当事業年度の連結業績等を勘案して決定し、毎年一定の時期に金銭報酬として支給する「賞与」、また、中長期インセンティブとして株主価値との連動を促す「株式報酬（株式給付信託（BBT）」（社外取締役は除く。）から構成されます。

報酬等の種類ごとの具体的な比率については、予め決まるものではなく、業績結果で変動するものとしているため、定めておりません。また、決定方針は、ガバナンス委員会への諮問・答申を経て、取締役会で定めることとしております。なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、ガバナンス委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役へのサポートは総務部が行い、社外監査役へのサポートは監査役事務担当が行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
堀内 哲夫	相談役	業界団体他の社外活動、当社からの要請に応じた助言	非常勤、報酬あり	2019/06/20	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1 名
--------------------------	-----

その他の事項

当社は、定款の定めに基づき、取締役会の決議により相談役を委嘱しております。相談役は、当社経営の意思決定には、一切関与しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1.業務執行に関する状況

当社は、従来から社外より取締役及び監査役を招聘しており、取締役会は社外取締役6名を含む13名（提出日現在）で構成され、経営上重要な事項の決定及び業務執行状況の監督を行うなどを目的に年9回開催しております。監査役会は社外監査役2名を含む3名（提出日現在）で構成されて年10回開催しております。

当社では、意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図るとともに、経営の監督と業務執行の役割を明確にすることを目的とした執行役員制度を2012年6月より導入しております。このほか、常勤の役員で構成する常勤役員会を随時開催し、取締役会の定める基本方針にもとづいて、社長が業務を執行するにあたり、経営の基本計画と、業務執行の基本方針を確立するため、経営に関する重要事項の審議を行っております。また、原則として毎週1回、常勤の役員と執行役員及び幹部職員による執行役員会を開催し、社長の方針及び指示事項の実施状況報告ならびに、各室部関連事項の協議を行い、円滑なる業務運営の推進を図っております。

なお、当社の社外取締役及び社外監査役は、当社経営陣と直接の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。社外取締役は当社の業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、経営全般に対する的確な助言を行い、監督機能の強化が図られております。また、社外監査役も専門的な知識・豊富な経験に基づく見地から、当社の経営全般に対し指導及び監査を行っております。

さらに、取締役会の諮問機関として取締役社長、社外取締役及び弁護士などの第三者を委員とするガバナンス委員会を設置し、取締役の指名及び報酬、執行役員の指名、ガバナンスに関する事項について審議することにより、統治機能の強化と充実を図るとともに意思決定プロセスの透明性、客観性を高めております。

以上の観点から、当社の体制は充分機能を果たしていると考えております。

2.内部監査・会計監査の状況

当社は、取締役社長の直下組織で内部監査部門である監査室に総員5名を配置し、「内部監査規程」に基づく適正な業務監査を定例的に行っております。

また、当社は、2007年度に会計監査人として「きさらぎ監査法人」と監査契約を締結いたしました。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はなく、第120期において監査業務を執行した公認会計士は佐藤好生、鶴田慎之介の各氏であり、その監査業務に係る補助者は9名(公認会計士7名、その他2名)であります。

3.責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、各社外取締役及び各社外監査役が任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

4.その他

- (1)「コンプライアンス管理規程」に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、定期的なコンプライアンス遵守方策の策定・見直しを行う体制としております。
- (2)金融商品取引法に基づく内部統制制度に対応するため、コンプライアンス委員会を中心に、財務報告の信頼性を確保する体制を構築しております。
- (3)「リスク管理規程」に基づき利益阻害要因となるリスクの検討を行い、社長への諮問などを行うリスクマネジメント委員会を設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社は監査役設置会社として、上記のとおり業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役(6名)及び社外監査役(2名)を複数選任しております。

会社経営戦略の決定、業務の執行に関する重要な決定事項に関して、社外取締役からは適宜質問、助言を、また、社外監査役からは適宜意思決定の適正性を確保するための質問、助言をいただいております。会社経営の透明性と健全性を確保し、的確でスピーディーな意思決定ができる経営体制と業務執行に対する監督機能の強化が図られていると判断し、現状のコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年6月18日開催の第120回株主総会は、法定期日の6日（4営業日）前に発送。
集中日を回避した株主総会の設定	2021年6月18日開催の第120回株主総会は、集中日の11日（7営業日）前に開催。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を実施。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の一部（狭義の招集通知、株主総会参考書類）の英訳を実施。
その他	事業報告の記載事項について、映像を使用したビジュアル化を図っている。 招集通知について、発送日の7日（5営業日）前にT Dnet及び自社ホームページにて公表。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2005年中間決算時より、年2回の計画により開催。	あり
IR資料のホームページ掲載	中期経営計画、株主総会情報、株主通信、決算情報、株価情報、優待券情報について掲載。	
IRに関する部署（担当者）の設置	社長室内にIR担当部長を定めている。	
その他	株主優待券の拡充として、2006年3月期末株主から長期保有優待制度を導入した。 また、単元株式数の変更に伴い、株主優待券の基準を見直し、最小単元である100株保有株主向けの優待基準を設けた。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	富士急グループ「企業行動規範」、「職員倫理規程」を制定している。また、「コンプライアンス管理規程」、「リスク管理規程」に基づきコンプライアンス委員会、リスク管理委員会を設置している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針を策定し、環境保全活動を実施している。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営方針・経営ビジョンを策定し、ホームページ等で情報を提供している。
その他	地域の行事・ボランティア活動への積極的な参加を行い社会貢献を行っている。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの整備状況は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するとともに効率的に行われる体制作りや、情報の保存及び管理に関する体制作りのほか、監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制作りなどの基本方針を取締役会において決定し、必要に応じて改正を行い整備しております。

<決議事項>

1. 業務における基本方針

富士急グループは十二分に安全を心がけ、「夢・喜び・やすらぎ・快適・感動・健やかさ」を提供するアメニティビジネスのリーディングカンパニーを目指します。

また、具体的な行動をおこす指針として以下の「経営ビジョン」の基に、行動してまいります。

- ・世界中のお客様の立場に立って、120%の安全と最高のホスピタリティの提供を目指します。
- ・株主価値の向上に努めます。
- ・自然環境、地域社会を大切に、皆様から信頼される会社になります。
- ・社員が夢と誇りを持てる会社となります。

2. 富士急グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社取締役会の諮問機関として取締役社長、社外取締役及び弁護士などの第三者を委員とするガバナンス委員会を設置し、取締役、監査役、執行役員の選解任及び取締役の個人別の報酬、ガバナンスに関する事項について審議することにより、統治機能の強化と充実を図るとともに意思決定プロセスの透明性、客観性を高める。
- (2) 富士急グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、富士急グループ「企業行動規範」、「職員倫理規程」を富士急グループの全役職員に周知徹底させるとともに、「コンプライアンス管理規程」に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、定期的なコンプライアンス遵守方針の策定・見直しを行う体制としている。
- (3) コンプライアンスに係る研修、マニュアルの作成・配付等を行うことなどにより、富士急グループの役職員の知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成していくよう取り組む。
- (4) 万一、法令及び定款に抵触するおそれのある事態が発生した場合には、その内容や対処案が速やかに取締役社長に報告され、執行役員会で審議される体制とする。
- (5) 富士急グループの役職員が、社内においてコンプライアンスに抵触する行為を行うか、若しくは行われようとしていることに気がついた場合は、「内部通報規程」の「ヘルプQライン」制度に基づきコンプライアンス委員会又は常勤監査役へ通報する体制と通報者に対して不利益な扱いを行わない体制とする。

3. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の意思決定又は取締役に対する報告及び重要な書類・保存・廃棄に関しては、「文書取扱規程」及び「文書管理規程」に基づき行う。
- (2) 情報の管理については、「内部情報管理規程」のほか、「情報セキュリティ基本方針」・「情報セキュリティ管理基準」に基づき厳正な管理を行う。

4. 富士急グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役社長に直属する部署として、監査室を設置し、監査部門担当取締役がその業務を管掌する。
- (2) 監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、必要があれば監査方法の改善を行う。
- (3) 各室部及び富士急グループ各社は、それぞれリスク管理を行い、その管理状況を定期的に監査室に報告するとともに、監査室は監査を実行し、法令及び定款に違反並びにその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為を発見した場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役社長、各室部長及び当該グループ会社の取締役社長へ通報する。
- (4) 地震など自然災害が発生した場合は、事業資産の損害を最小限にとどめ、かつ事業継続と早期復旧の実現を目的として策定した事業継続計画（BCP）に基づき、迅速に対応する。また、感染症の流行に対しては、役職員への感染予防や感染時の対応など必要な措置を講じ、鉄道事業やバス事業の継続運行のための体制を講じる。
- (5) さらに、「災害対策本部規程」及び「事件、事故等に係わる内部情報の管理に関する規程」を基に、災害対策本部のほか、必要に応じて危機管理体制を構築する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、部門ごとに業績目標と責任を明確化し、かつその評価方法を明らかにする。
- (2) 執行役員制度により、意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図るとともに、経営の監督と業務執行の役割を明確にする。
- (3) 定例の取締役会において重要事項の決定をするとともに、常勤取締役・常勤監査役が出席し、経営の基本計画・方針を確立するため必要と認められる事項を審議、決定する常勤役員会及び常勤取締役・常勤監査役・執行役員等が出席し、業務執行状況の報告と各室部関連事項の協議を行う執行役員会を定期的に開催し、業務執行を機動的に行う。なお、各会議体への付議事項は、基準を明確化し、効率的な職務執行が行われる体制とする。
- (4) 日常の職務遂行に関しては、「業務分掌規程」、「専決権限規程」に基づき各室部長が意思決定ルールに則り職務を遂行する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 金融商品取引法に基づく内部統制制度に対応するため、コンプライアンス委員会を中心に、財務報告の信頼性を確保する体制を構築する。
- (2) 監査室は、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、内部統制システムの整備及び運用状況を評価し、是正すべき事項を発見した場合は、速やかに改善を図る。
- (3) 内部統制の状況について、取締役会へ報告し、承認を得る。

7. 富士急グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社共通の富士急グループ「企業行動規範」及び「コンプライアンス管理規程」に基づき、また、すべてのグループ会社において「職員倫理規程」に基づき、コンプライアンス体制の強化に努める。
- (2) グループ会社管理の担当部を置き、「関係会社管理規程」に基づき、各グループ会社の状況に応じて必要な管理を行う。

- (3) 監査室はグループ会社に関しても、リスクの評価及び適切な管理状況の報告を行う。
 - (4) グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告のほか、重要案件については合議制のもとに事前協議を行う。
 - (5) グループ会社経営者から、取締役社長・関係取締役・常勤監査役に対して半期に1回の決算報告、年1回の予算報告を実施し、全体方針の統制を図る。
8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役を補助すべき事務スタッフを監査室内に置く。
9. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項
前号の使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、人事担当取締役と常勤監査役が事前に協議を行う。
富士急グループの役職員は、監査役又は前号の使用人が職務に関する報告を求めたときは、速やかに報告を行うものとする。
10. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 富士急グループの役職員及びこれらの者から報告を受けた者は、富士急グループに重大な損失を与える事項が発生し、又は発生するおそれがあるときや、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、及びその他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
 - (2) 取締役社長と監査役による定期会合を年1回開催し、意見交換と意思の疎通を図る体制を構築する。
11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常勤役員会・執行役員会・重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて役職員にその説明を求めることができる。
 - (2) 監査役は、当社の会計監査人から監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。
 - (3) 当社は、監査役の職務の執行について必要な費用を負担し、監査役から前払いの請求があった場合はこれに応じる。
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
富士急グループは、反社会的勢力や関連団体と断固として対決し、いかなる取引も行いません。
また、その旨を富士急グループ「企業行動規範」、「職員倫理規程」に定め、富士急グループの役職員全員に周知徹底するとともに、平素より警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、排除運動や各種研修受講、教育などを実施し、啓蒙活動を行っております。
- 更に、今後の取組みとして各条項に定める担当者の下で、内部統制システムについての不断の見直しによってその改善を図り、効率的で適法な企業体制を維持して参ります。

参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、上記記載の内部統制システムの基本方針に基づき、反社会的勢力や関連団体と断固として対決し、いかなる取引も行わない旨を富士急グループ「企業行動規範」、「職員倫理規程」に定め、当社及び富士急グループの「役職員全員に周知徹底するとともに、平素より警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、排除運動や各種研修受講、教育などを実施し、啓蒙活動を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 会社情報の適時開示に係る基本姿勢

当社は、株主やお客様などステークホルダーから信頼いただける経営を行うことを基本方針としており、この方針は「経営ビジョン」として社員に周知徹底するとともに、会社情報の適時・適切な開示は企業にとって極めて重要な責務であると認識し、各法令・規則及び社内規程・基準に則り、ホームページ等においても開示を適宜行っております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社は、当社及びグループ会社に関する重要な財務的・社会的・環境的側面の経営情報の適時・適正な開示を行うべく、「内部情報管理規程」「事件、事故等に係る内部情報の管理に関する規程」を制定しております。

これらの規程に基づく当社及び当社グループ情報の適時開示に係る体制は以下のとおりです。

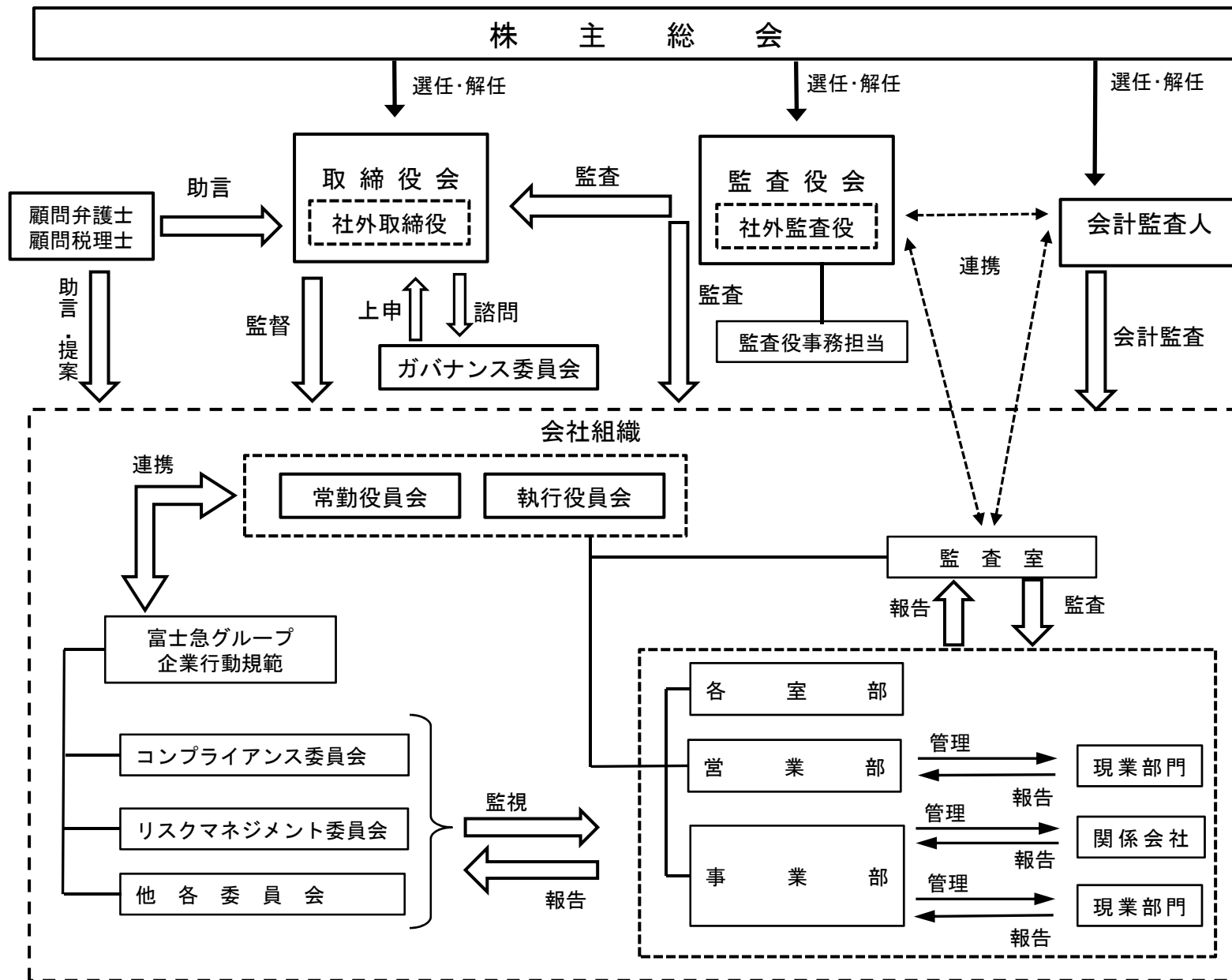
- (1) 当社は、重要な経営情報の管理のため、総括責任者と管理責任者を設けております。
- (2) 役職員等は、当社等及び他社の経営に重大な影響を及ぼす決算・業績予想値、決定事実、発生事実その他の重要事実（以下「重要事実」という。）について、重要事実となる時期において、管理責任者に報告するものとしています。また、重要事実が発生若しくは存在していること又は発生若しくは存在する可能性があることを発見した場合、直ちに管理責任者に報告するものとしています。
- (3) 各室部長は、所属する役職員等から重要事実に関する報告を受けた場合、直ちに管理責任者に報告するものとしています。
- (4) 重要事実に関する報告を受けた管理責任者は、必要に応じて弁護士等の専門機関に照会して当該情報が法令に定める重要事実に該当するかどうかを判断し、該当する場合は総括責任者に報告するとともに、情報の漏洩防止、内部者取引防止の措置を講ずることとしています。
- (5) 上記手続により、重要事実の決定があったとき又は重要事実が発生したときは、すみやかにこれを公表する体制となっています。
- (6) 管理責任者は、内部者取引等の法令違反を未然に防止するため、役職員等に重要事実の管理の重要性を認識させ、内部者取引規制に関する関係法令及び内部情報管理規程の周知徹底を図るとともに、必要に応じて外部講師による研修会を開催するなど教育・研修を行っています。

3. 適時開示に係る社内体制のチェック機能

当社は、内部監査部門として監査室を設置し、各々の業務が経営ビジョンや規則・規程に基づいて正しく効果的に行われているか、また、コンプライアンス等の適正性の観点からも調査・評定し、この改善、指導を行うことを使命とする内部監査体制を構築しています。

公正かつ適時・適切な会社情報の開示が行われているかどうかの検証としては、上記の内部監査部門及び公認会計士等の外部監査の連携による定期的な監査を実施しています。

＜会社の機関・内部統制の関係をわかりやすく示す図表＞



適時開示体制の概要

